

企画競争説明書

業務名称：ジブチ国沿岸警備隊能力拡充プロジェクトフェーズ
3における船艇運航・維持管理能力強化

案件番号：19a01150

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2020年2月5日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年2月5日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ジブチ国沿岸警備隊能力拡充プロジェクトフェーズ3における船艇運航・維持管理能力強化

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおりに

(3) 適用される契約約款雛型：

() 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間（予定）：2020年4月 ～ 2024年10月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」も参照してください。

第Ⅰ／Ⅱ期：2020年4月 ～ 2022年3月

第Ⅱ／Ⅱ期：2022年4月 ～ 2024年10月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません。

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

【契約第一課 津田 晴香 Tsuda.Haruka@jica.go.jp】

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(特定の排除者はありません。)

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2020年 2月 12日 12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2020年 2月 17日までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年2月28日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りません。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他
特になし。
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。
 - ①現地再委託費（再委託費）
 - ・ DCG 保有小型船用船外機の維持管理研修：7, 200, 000円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) DJF 1 = 0.612630 円
 - b) US\$ 1 = 109.428 円
 - c) EUR 1 = 120.121 円
- 5) その他留意事項

以下に示す業務については、今後、業務の具体的内容が固まった際に契約変更等により対応することとするため、見積価格を提示する必要はない。

 - ・ 第3「特記仕様書案」5.（6）及び6.（2）に記載の巡視艇の維持管理研修のうち、主機・ウォータージェット・発電機に関する研修
 - ・ 第3「特記仕様書案」5.（8）及び6.（2）に記載の第三国教育機関への派遣に要する費用及び派遣後のモニタリングにかかる費用（ただし、第三国教育機関の調査・分析に要する費用は見積りに含める）

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に

当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／船艇運航・維持管理計画
- b) 船艇機関維持管理
- c) 航海訓練1

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 25.5 M/M (第一期14.5MM、第二期11.0MM)

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格)／最低見積価格×100(%)

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

最低価格との差(%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点

40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2020年3月19日（木）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみを使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：海上保安分野または船艇運航・維持管理関連業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／船艇運航・維持管理計画（2号）

➤ 船艇機関維持管理（3号）

➤ 航海訓練1（3号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／船艇運航・維持管理計画）】

a) 類似業務経験の分野：船艇運航・維持管理計画にかかる各種業務

b) 対象国又は同類似地域：ジブチ国及び全途上国

c) 語学能力：英語または仏語

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 船艇機関維持管理】

a) 類似業務経験の分野：船艇機関維持管理にかかる各種業務

b) 対象国又は同類似地域：評価せず

c) 語学能力：語学評価せず

【業務従事者：担当分野 航海訓練 1】

a) 類似業務経験の分野：航海訓練にかかる各種業務

b) 対象国又は同類似地域：ジブチ国及び全途上国

c) 語学能力：英語または仏語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当

該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／船艇運航・維持管理計画</u>	(21)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力：	()	(8)
ア) 類似業務の経験		3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1
ウ) 語学力		1
エ) 業務主任者等としての経験		2
オ) その他学位、資格等		1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>船艇機関維持管理</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	10	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	2	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>航海訓練 1</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期： 3月6日（金） 14：00～16：00
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施場所：当機構本部（麹町） 208 会議室
3. 実施方法：
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課まで報告するものとなります。機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
 - （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
 - a) 電話会議
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
 - b) Skype等のインターネット環境を使用する会議
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所のJICA-Netの使用は認めません。

以 上

第3 特記仕様書案

1. プロジェクトの背景

ジブチ沖のアデン湾は、スエズ運河に接続する紅海の入口であるバブ・エル・マンデブ海峡の東側に位置し、年間 18,000 隻の船舶が通航（「2018 年海賊対策レポート」（2019 年 3 月））するアジアと欧州を結ぶ海上交通路の要衝となっている。他方、2000 年代以降、海賊被害が多発し、ピーク時の 2011 年には 273 件の被害が発生（「2018 年海賊対策レポート」（2019 年 3 月））した。海賊被害件数は年々減少傾向にあるものの、海賊の背後にあるソマリアの犯罪組織は壊滅しておらず、引き続き船舶航行の安全に対する脅威となっているほか、対岸のイエメンではテロ集団も多く存在している。このような状況から、ジブチ沖の海上の安全の確保は国際的な課題として、各国が護衛活動を行っており、我が国もジブチに自衛隊の活動拠点を設置し、欧米諸国等と共に海賊対策に取り組んでいる。

2010 年 12 月、ジブチ政府は、海上安全・警備を所管し、海賊や難民・移民、密輸・密漁等の問題に対処する海上法執行機関として、設備・運輸省傘下にジブチ沿岸警備隊（Djibouti Coast Guard。以下「DCG」という。）を設立した。DCG は、年々組織を拡大しており、設立当初 100 人程であった人員が 2018 年 11 月には 760 人にまで増員（更に今後数年で 2,000 人規模に増員予定）したが、訓練体制の構築が追い付いていない。これまで、JICA は、技術協力「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト」（2013 年～2016 年）及び「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト フェーズ 2」（2016 年～2018 年）を実施し、DCG の海上保安における基礎的な能力が向上したものの、地域の安定化に資する海上保安機関として、より高度な法執行能力や海事技術の習得が必要とされる。加えて、巡視艇の維持管理に関して、国内及び周辺国の代理店での対応に限界があり、DCG が自ら修理できる範囲を拡大する必要がある。エンジン類の定期的な整備にかかる計画も存在しないため、今後エンジンの重大な故障を引き起こし、ひいては DCG の法執行業務に重大な影響を及ぼすことが懸念される。

これら事情を受け、DCG の要請に基づき、DCG の法執行にかかる技術及び訓練能力並びに巡視艇の運航・維持管理にかかる能力のさらなる強化を図り、DCG の法執行にかかる現場対応能力の向上を支援するため、技術協力「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト フェーズ 3」（以下「プロジェクト」という。）を実施することとし、2019 年 8 月 18 日に JICA と DCG 間でプロジェクトにかかる討議議事録（Record of Discussion : R/D）を締結し、同年 10 月からプロジェクトが開始された。

2. プロジェクトの概要

（1）上位目標

ジブチ領海域、アデン湾及びバブ・エル・マンデブ海峡における治安が維持される。

（2）プロジェクト目標

DCG の法執行にかかる現場対応能力が向上する。

（3）アウトプット及び活動

プロジェクト目標達成に必要なアウトプットは以下の 3 項目で構成される。

- 【アウトプット1】法執行（停船・移乗、立入検査、制圧）にかかる訓練能力が向上する。
- 【アウトプット2】船艇の運航能力が向上する。
- 【アウトプット3】船艇（巡視艇・小型船）の維持管理能力が向上する。

本業務で能力向上を支援するアウトプット2及び3の活動は以下のとおりである。

【アウトプット2】

- 2-1：船艇乗組員の訓練の年間計画を策定する。
- 2-2：船艇乗組員育成のための中、上級者訓練を実施する。
- 2-3：年間訓練計画に基づいて訓練がDCGによって実施される。
- 2-4：航海にかかる適切な第三国教育機関を分析・選択し、第三国教育を実施する。

【アウトプット3】

- 3-1：既存の巡視艇の年間維持管理計画を分析し改善する。
- 3-2：巡視艇乗組員への指導官候補者に対する研修を実施する。
- 3-3：小型船の船外機のDCGの維持管理能力を分析し、研修を実施する。
- 3-4：機関にかかる適切な第三国教育機関を分析・選択し、第三国教育を実施する。
- 3-5：指導官候補者に対して定期点検（ドック入渠時）、日常点検の実践的な研修を行う。
- 3-6：活動3-5で育成された指導官による、他乗組員への定期点検（ドック入渠時）、日常点検のOJT研修を実施する。
- 3-7：年間維持管理計画に基づき、必要なスペアパーツを調達する。
- 3-8：船艇のスペアパーツの用途の理解促進及び倉庫管理の改善にかかる研修を実施する。

(4) プロジェクト実施期間

- ・本業務：2020年4月～2024年10月（計55カ月）
- ・プロジェクト全体：2019年10月～2024年10月（計60カ月）

なお、プロジェクトは2019年10月から開始されており、後述の海上保安庁所属短期派遣専門家によりアウトプット1にかかる活動が実施中である。他方、アウトプット2及び3の活動については、本業務により開始する予定。

なお、本業務は、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- ・第一期：2020年4月～2022年3月
- ・第二期：2022年4月～2024年10月

それぞれの契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について発注者が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。このため、この契約更新の時期を現地ラマダンの時期に合わせる方針で上記契約期間を設定している。なお、契約期間分けについては、上記記述に拘らず、コンサルタントが適切と考える期間をプロポーザルにて提案することを認める。

(5) 対象地域

ジブチ国ジブチ市及び周辺海域

(6) 相手国関係機関

ジブチ沿岸警備隊 (DCG)

3. 業務の目的

本業務では、前述のアウトプット2（船艇の運航能力が向上する）及びアウトプット3（船艇の維持管理能力が向上する）を達成するため、訓練や研修の実施、指導官育成等を通じて、DCGの航海技術や機関の維持管理にかかる能力を向上させ、DCG保有船艇が適切に運航・維持管理されるよう支援することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、JICAとDCGが、2019年8月18日に締結したR/Dに基づき実施中の「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト フェーズ3」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5.実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項を実施するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 活動計画の立案

先方と取り交わしたR/Dに記載された暫定的な運用計画（PO: Plan of Operation）及び2019年11月11日に開催された第1回合同調整委員会（JCC）会議時に確認されたPO ver.1には主要な活動のみが示されており、業務の実施にあたっては詳細な年次活動計画を立案することが求められる。その際、DCG側の投入や活動に関連する各種手続きを十分に確認した上でスケジュールを立案することが肝要である。

(2) ベースライン調査及び目標・アウトプットの達成度測定

プロジェクトにおいては、以下の上位目標、プロジェクト目標及びアウトプットにかかる指標が設定されている。

①上位目標の指標

プロジェクトで開発した訓練計画や船艇維持管理計画が、プロジェクト後もDCGによって修正され、継続されている。

②プロジェクト目標の指標

- ・プロジェクトで開発した法執行の訓練計画が最低1回/年はDCG独自で実施される。
- ・プロジェクトで開発した船艇の維持管理計画が最低1年は実施される。

③アウトプットの指標

【アウトプット1の指標】

- 1-1 停船・移乗、立入検査、制圧に係る隊員の最低●%が訓練に合格する。
- 1-2 少なくとも20名の停船・移乗、立入検査、制圧（VBSS）にかかる指導官候補が訓練を受け、指導官として任命される。（注1）

【アウトプット2の指標】

- 2-1 巡視艇乗組員の最低●%が訓練に合格する。
- 2-2 航海に関する教育機関に入学した隊員が全員卒業する。

【アウトプット3の指標】

- 3-1 巡視艇乗組員の最低●%が訓練に合格する。
- 3-2 機関に関する教育機関に入学した隊員が全員卒業する。

(注1) 指標1-2については、2019年11月11日に開催された第1回JCC会議でJICA・DCG間で合意し、追加したものを。

受注者は、本業務の開始後、アウトプット2及び3にかかるベースライン調査を行い、2020年11月までに、アウトプット2及び3の指標改訂案(未定となっている基準値設定含む)を作成し、第2回JCC開催時(2020年11月開催予定)にJICA・DCG間で合意することを想定する。また、目標・アウトプットの達成度を6か月ごとに作成するMonitoring Sheet(6.(3)に後述)に含めて報告する。

(3) カウンターパートのオーナーシップの確保

受注者は、カウンターパート(C/P)の主体性を尊重しそのオーナーシップを引き出しながら、本業務を通じC/Pが必要な能力を向上させ自らそれを活用できるよう、実施プロセスについて十分意識・工夫する。

(4) プロジェクトの柔軟性の確保

プロジェクトは、DCGの能力向上を目的としており、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に調整していくことが必要となる場合もある。この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行なうことが求められる。JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置(先方カウンターパートとの合意文書の変更、契約の変更等)を取ることにする。

(5) JICA側プロジェクト実施体制及びプロジェクト専門家との連携

JICA側プロジェクト実施体制は、海上保安庁所属短期専門家がチーフアドバイザー(CA)を務め、アウトプット1(法執行(停船・移乗、立入検査、制圧))にかかる訓練能力が向上する)にかかる活動は、同CA及び海上保安庁短期専門家が担当する。また、2020年2月中旬から、長期専門家(業務調整/訓練計画策定補助)の派遣が予定されており、現地でDCGとの連絡・調整窓口及び各活動の支援を行う予定である。プロジェクトの全体の統括は引き続き同CAが行うこととし、受注者は、これら専門家と業務進捗状況や課題等を常に共有・連携して業務を行う。

なお、プロジェクト事務所は、DCG施設内(Porte de Peche内)に確保済であるほか、DCGによりドラレ訓練センター内の執務スペースの提供も予定している。

(6) アウトプット1にかかる活動進捗

2.(5)に記載のとおり、プロジェクトは2019年10月から開始し、以下のとおり、海上保安庁所属短期専門家計3名が派遣され(2020年1月末時点)、主にアウトプット1にかかる活動が実施されている。また、2019年11月11日に第1回合同調整委員会(JCC)が開催され、R/Dに基づき、プロジェクトの活動方針等について、DCG及びJICA間で確認し、Minutes of Meetingsで合意した。これまでのJICA専門家派遣実績及び予定は以下のとおり。

派遣期間	派遣専門家
2019年10月13日～11月11日	海上保安庁短期専門家第一次派遣(チーフアドバイザー)
2019年11月22日～12月7日	海上保安庁短期専門家第二次派遣①(船移乗訓練/逮捕制圧術訓練)

2019年11月29日～ 12月7日	海上保安庁短期専門家第二次派遣②（逮捕制圧術訓練）
2020年2月7日～3 月17日（予定）	海上保安庁短期専門家第三次派遣（チーフアドバイザー）
2020年2月18日～ （予定）	長期専門家（業務調整／訓練計画策定補助）派遣
2020年2月14日～2 月28日（予定）	海上保安庁短期専門家第四次派遣①（船移乗訓練／逮捕制 圧術訓練）
2020年2月21日～2 月28日（予定）	海上保安庁短期専門家第四次派遣②（逮捕制圧術訓練）

海上保安庁短期専門家は、概ね年三回程度の頻度で派遣することを想定しており、受注者は、海上保安庁短期専門家及び長期専門家と適宜協議し、必要に応じて現地渡航時期等を調整する。

（7）巡視艇の維持管理研修（活動3－2 関連）

DCG 指導官候補に対する巡視艇の維持管理研修では、実践的な維持管理技術を習得するため、主機・ウォータージェット・発電機については、各メーカーでのトレーニングプログラムの活用を想定する。各トレーニングプログラム参加人数は2名程度を想定するが、DCG と協議の上、決定する。

なお、無償資金協力「海上保安能力向上のための巡視艇建造計画」で調達された巡視艇2隻の主要機器は以下のとおり。

機器名	製造メーカー	モデル
主機	MTU	8V2000M72
ウォータージェット	ハミルトン	HM521
発電機	ヤンマー	4CHL-N

これらトレーニングに要する費用（航空賃、受講料、日当、宿泊費、保険等）は変更契約により本業務の経費に計上することを想定する。なお、派遣人数、派遣期間、費用等は確定していないため、プロポーザルにおいては、これらトレーニングに要する費用にかかる見積価格は提示する必要はない。

（8）DCG 保有小型船用船外機の維持管理研修（活動3－3 関連）

DCG 保有小型船用船外機の維持管理研修では、実践的な維持管理技術を習得するため、現地再委託による DCG 保有船外機の現地代理店の活用を想定し、船外機維持管理スタッフの技術レベルを踏まえ、研修内容を決定する。研修参加人数は10名程度を想定するが、DCG と協議の上、決定する。なお、2019年10月23日に、短期専門家（チーフアドバイザー）が船外機維持管理スタッフ20名の基礎知識レベル（船外機保守、工具使用方法、電気、数学）を確認したところ、電気及び数学にかかる知識レベルが十分でないことが明らかとなっている。受注者は、同結果も参考にして、DCG と研修内容について協議し、実施する。なお、プロポーザルにおいては、第1.5（6）3）記載のとおり定額を見積書の内訳として計上してください。

（9）第三国教育機関における研修

本業務では、DCGの航海及び機関分野にかかる将来の中核人材を育成するため、これら分野に関する高度な学術及び技能を習得できる第三国教育機関を選定し、DCGスタッフの派遣を予定している。派遣期間は長期（3年程度）を想定するが、業務開始後、DCG側意向を踏まえ、適切な期間を設定する。DCGが現時点で希望する第三国教育機関候補は以下の3機関である。

国名	教育機関名	
	和名	英名／仏名
エジプト	アラブ科学技術海運大学校	Arab Academy for Science, Technology and Maritime Transport
モロッコ	モロッコ高等海事学院	Institut Supérieur d'Etudes Maritimes (ISEM)
アルジェリア	ブー・イスマイル高等海運学校	Ecole Nationale Supérieure Maritime de Bou-Ismaïl (ENSM)

受注者は、上記3機関（必要に応じて他の教育機関を検討対象として追加することも可）の中から、DCG側の意向を踏まえながら、各機関の教育内容（教育レベル・コース構成・派遣期間・科目内容）、実施時期、言語、費用、受入条件等を調査・分析の上、適切な派遣先及び派遣人数（航海・機関各分野2名程度を想定）、派遣時期、DCG内選考方法等を決定することを想定する。調査・分析にあたっては、国内での情報収集作業及び第一次現地ミッション時にDCGとの協議により、派遣先候補機関を1～2機関程度に絞り、現地調査（DCG関係者1名同行想定）を経て最終決定することを想定する。また、第三国教育機関への派遣を終えた者のDCG復帰後の育成方針についても、派遣選考前にDCGと十分に協議・合意しておく。

また、第三国教育機関への派遣に要する費用（航空賃、受講料、日当、宿泊費、保険等）は変更契約により本業務の経費に計上することを原則とするが、DCG側負担可能性をDCGと協議・確認の上、最終決定する。なお、現時点で、派遣先教育機関、派遣人数、派遣期間、費用等は確定していないため、プロポーザルにおいては、第三国教育機関への派遣に要する費用及び派遣後のモニタリングにかかる費用にかかる見積価格は提示する必要はない（ただし、第三国教育機関の調査・分析に要する費用は見積りに含める）。

第三国教育機関への派遣に関連する活動は「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2017年6月版）に準じる形で実施し、主に下記に示す「派遣手続き」、「研修内容の確認」および「研修管理」を実施するものとする。

- 派遣手続き
 - ・航空券の手配
 - ・ジブチ側が行う査証取得のモニタリング
 - ・派遣国到着時、出発時の空港送迎手配
 - ・宿泊手配
 - ・保険加入手続き
 - ・手当、諸経費の支給
- 研修内容の確認
 - ・研修日程及びプログラムの確認
 - ・研修場所の確認
 - ・研修コース内容の確認
- 研修管理
 - ・参加者への各種伝達及び研修コース関係者間の連絡・報告・調整

(10) 仏語通訳の確保と仏語による資料作成

DCG は英語を理解する人材は一定程度いるものの、本業務で想定する技術移転内容を正確に理解し、円滑なコミュニケーションを確保するためには、仏語通訳の確保と仏語による資料作成が不可欠となるため、これらに対応できる体制を整備する必要がある。(経費については見積もりに含めることとする)

(11) 事業の期分け

本業務は、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- ・第一期：2020年4月～2022年3月
- ・第二期：2022年4月～2024年10月

それぞれの契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について発注者が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。このため、この契約更新の時期を現地ラマダンの時期に合わせる方針で上記契約期間を設定している。なお、契約期間分けについては、上記記述に拘らず、コンサルタントが適切と考える期間をプロポーザルにて提案することを認める。

6. 業務の内容

本業務では以下の業務(活動)を実施する(必ずしも時系列の記載にはなっていない。)。R/D 及び Monitoring Sheet ver.1 に添付の Plan of Operation (PO) では、Activity レベルの工程が想定されているが、必要に応じてより詳細な Sub-Activity レベルの活動及び工程をプロポーザルに含めて提案すること。

【第一期契約期間：2020年4月～2022年3月】

(1) アウトプット2(船艇の運航能力が向上する)にかかる業務

①活動2-1(船艇乗組員の訓練の年間計画を策定する)にかかる業務

- ・ DCG 船艇乗組員の技能レベルを調査し、船艇運航能力向上に必要な訓練項目及び内容・実施時期・対象人数等を定めた年間訓練計画を策定する。
- ・ 航海訓練は、中・上級者向けを想定し、デッキ上の作業(ロープワーク、消火訓練、曳航等)、BRM(Bridge Resource Management) 訓練、追跡訓練等を想定しているが、乗組員の技能レベル及び DCG 意向を踏まえた上で、DCG と協議して訓練計画を取りまとめる。
- ・ なお、追跡訓練については、海上保安庁短期派遣専門家が対応する想定とし、実施時期のみを定める。

②活動2-2(船艇乗組員育成のための中・上級者訓練を実施する)にかかる業務

- ・ 活動2-1で策定した訓練計画に基づいて航海訓練を実施する。
- ・ 訓練は、座学及び実習形式を想定し、必要に応じて訓練に必要な教材(テキスト、視覚教材等)を作成・使用する。
- ・ 訓練参加者の技能習得状況を踏まえ、DCG と協議の上、訓練参加者の中から、航海訓練指導官候補を人選し、指導官として必要な技術(他の乗組員への指導方法や評価方法等)を指導し、指導官を育成する。

③活動2-3(年間訓練計画に基づいて訓練が DCG によって実施される)にかかる業務

- ・活動 2-2 で育成された指導官による航海訓練実施を支援する。
 - ・支援に際しては、指導官が訓練を適切かつ継続的に実施できるよう、訓練指導状況を確認の上、指導方法や評価方法の改善等を行うことで、指導官の継続的な能力強化及び訓練の質向上を図る。
 - ・また、必要に応じて、指導官とともに年間訓練計画の更新を行う。
- ④活動 2-4（航海にかかる適切な第三国教育機関を分析・選択し、第三国教育を実施する）にかかる業務
- ・航海分野にかかる将来の中核人材を育成するため、DCG の意向を踏まえながら、船舶の運航に関する高度な学術及び技能を習得できる第三国教育機関候補を調査する。
 - ・教育機関候補の教育内容（教育レベル・コース構成・派遣期間・科目内容）、実施時期、言語、費用、受入条件等を把握・分析し、DCG と協議の上、第三国教育機関及び派遣人数、派遣時期、DCG 内選考方法等を決定する。その上で、DCG とともに派遣者の選考を行い、派遣者を決定・派遣する。
- （2）アウトプット 3（船艇（巡視艇・小型船）の維持管理能力が向上する。）にかかる業務
- ①活動 3-1（既存の巡視艇の年間維持管理計画を分析し改善する）にかかる業務
- ・DCG 保有巡視艇の既存の維持管理計画及び実際の維持管理状況（維持管理実績、維持管理スタッフの技術レベル、保有機材・設備、維持管理費、在庫管理状況等を含む）を確認する。
 - ・上記確認結果を踏まえ、巡視艇の維持管理にかかる課題を整理するとともに、維持管理計画を改善（維持管理計画がない場合は新規作成）する。
- ②活動 3-2（巡視艇乗組員への指導官候補者に対する研修を実施する）にかかる業務
- ・DCG 維持管理スタッフの技術レベル確認結果を踏まえ、DCG と協議の上、巡視艇維持管理にかかる指導官候補を人選し、指導官候補に対し、巡視艇維持管理にかかる研修を実施する。
 - ・同研修は、実践的な維持管理技術を習得するため、DCG 保有巡視艇の主機、ウォータージェット、発電機、船外装備品にかかる維持管理研修を想定することとする。
 - ・なお、船外装備品の保守・点検にかかる研修は、本業務団員による現地での研修を想定する。他方、主機・ウォータージェット・発電機については、各メーカーでのトレーニングプログラムの活用を想定する。
- ③活動 3-3（小型船の船外機の DCG の維持管理能力を分析し、研修を実施する）にかかる業務（現地再委託可）
- ・DCG 保有小型船用船外機の維持管理状況（維持管理実績、維持管理スタッフの技術レベル、保有機材・設備、維持管理費、在庫管理状況等を含む）を確認する。
 - ・船外機維持管理スタッフの技術レベルを踏まえ、DCG と研修内容を協議の上、維持管理研修を実施する。なお、研修実施に際しては、DCG 保有船外機の現地代理店の活用を想定し、現地再委託を認める。
 - ・また、船外機の維持管理に必要な特殊工具等が不足している場合には、プロジェクト予算で調達する。

- ④活動 3-4（機関にかかる適切な第三国教育機関を分析・選択し、第三国教育を実施する）にかかる業務
- ・機関分野にかかる将来の中核人材を育成するため、DCG の意向を踏まえながら、船舶機関に関する高度な学術及び技能を習得できる第三国教育機関候補を調査する。
 - ・教育機関候補の教育内容（教育レベル・コース構成・派遣期間・科目内容）、実施時期、言語、費用、受入条件等を把握・分析し、DCG と協議の上、第三国教育機関及び派遣人数、派遣時期、DCG 内選考方法等を決定する。その上で、DCG とともに派遣者の選考を行い、派遣者を決定・派遣する。
- ⑤活動 3-5（指導官候補者に対して定期点検（ドック入渠時）、日常点検の実践研修を行う）にかかる業務
- ・指導官候補者に対し、活動 3-2 及び 3-3 を通じて維持管理にかかる十分な技術・知識を習得した者に対し、ドック入渠時や日常点検にかかる実践的な研修を実施し、指導官を育成する。
- ⑥活動 3-6（活動 3-5 で育成された指導官による、他乗組員への定期点検（ドック入渠時）、日常点検の OJT 研修を実施する）にかかる業務
- ・活動 3-5 で育成された指導官による他の乗組員に対する OJT 形式の維持管理研修実施を支援する。
 - ・支援に際しては、指導官が研修を適切かつ継続的に実施できるよう、研修指導状況を確認の上、指導方法の改善等を行うことで、指導官の継続的な能力強化及び研修の質向上を図る。
- ⑦活動 3-7（年間維持管理計画に基づき、必要なスペアパーツを調達する）にかかる業務
- ・DCG 保有船艇のスペアパーツの在庫状況を確認し、維持管理計画に基づく船艇の適切な維持管理に必要なスペアパーツの在庫管理計画（予算計画含む）を DCG の在庫管理担当者と策定する。
 - ・DCG は、在庫管理計画に基づき、DCG 予算によりスペアパーツを調達する。本業務では、調達先の選定や調達手続きにかかる支援を行い、将来にわたり DCG 保有船艇の運航に支障が出ないように円滑にスペアパーツを調達できるように支援する。
- ⑧活動 3-8（船艇のスペアパーツの用途の理解促進及び倉庫管理の改善にかかる研修を実施する）にかかる業務
- ・DCG に対し、船艇のスペアパーツの用途、交換頻度、交換方法にかかる研修を企画・実施し、各スペアパーツの倉庫管理が適切になされるよう支援する。

（3）プロジェクトの実施管理にかかる業務

- ①ワーク・プラン（第一期）の作成・協議
- ・本業務の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（第一期）（英文・仏文仮訳）に取りまとめ、同プランを基に、DCG と協議・意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。

②業務開始時のモニタリングの初期条件の確定

- ・プロジェクトでは、2019年11月に第1回JCC（Joint Coordination Committee）会議を開催し、PDM Ver.1.0及びPO Ver. 1.0について合意し、Monitoring Sheet ver.1.0をJICAに提出している。
- ・受注者は、業務開始時に、発注者、プロジェクトの全体を総括する海上保安庁短期派遣専門家（チーフアドバイザー）及び長期専門家と派遣前の打ち合わせを行い、上記のPDM及びPOからの変更点の有無を確認し、必要に応じて、Monitoring Sheet Ver.2.0（案）（2020年5月作成予定）に反映させる。

③定期 Monitoring Sheet 提出（概ね6か月毎）

- ・受注者は、DCG、海上保安庁短期派遣専門家（チーフアドバイザー）及び前述の長期専門家と協働して Monitoring Sheet を作成し、JICA ジブチ支所に提出する。

④JCC 会議の開催支援

- ・受注者は、DCGとJICA間で開催されるJCC会議に出席し、アウトプット2及び3にかかる活動の進捗報告に必要な資料の作成及び議事録案作成等の支援を行う。また、JCCでは、プロジェクトの進捗管理及び改善見直し等を行うこととなっているため、受注者は、プロジェクトの進捗状況に応じて必要な提言を行う。
- ・JCC会議は一年毎の開催を目安とするが、プロジェクトの節目において開催することとし、開催時期については、プロジェクト関係者（DCG、JICA及びJICA専門家）間で調整の上、決定されるものとする。

⑤PDM 及び PO の改定支援

- ・プロジェクト実施に際し、必要に応じてPDM及びPOの改定を検討する。改定に当たってはDCG、海上保安庁短期派遣専門家（チーフアドバイザー）及び前述の長期専門家と協議・検討を行い、JICAへの説明・協議を踏まえた上で、改定案を策定し、JCC会議において承認を得るものとする。

⑥業務進捗報告書の作成

- ・第一期契約期間の活動状況を取りまとめ、業務進捗報告書（第一期）として取りまとめる。

【第二期契約期間：2022年4月～2024年10月】

（1）アウトプット2（船艇の運航能力が向上する）にかかる業務

①活動2-1（船艇乗組員の訓練の年間計画を策定する）にかかる業務

- ・第一期契約期間で策定された年間訓練計画の実施状況を確認し、必要に応じて更新する。

②活動2-2（船艇乗組員育成のための中・上級者訓練を実施する）にかかる業務

- ・【第一期契約期間】（1）②と同様。

③活動2-3（年間訓練計画に基づいて訓練がDCGによって実施される）にかかる業務

- ・【第一期契約期間】（1）③と同様。

- ④活動 2－4（航海にかかる適切な第三国教育機関を分析・選択し、第三国教育を実施する）にかかる業務
- ・第一期契約期間で決定された第三国教育機関への派遣期間に応じて、派遣者のモニタリングを実施する（長期派遣の場合は年 1 回程度を想定）。

（2）アウトプット 3（船艇（巡視艇・小型船）の維持管理能力が向上する。）にかかる業務

- ①活動 3－1（既存の巡視艇の年間維持管理計画を分析し改善する）にかかる業務
- ・第一期契約期間で策定された年間維持管理計画について、実際の維持管理状況を踏まえ、必要に応じて更新する。
- ②活動 3－2（巡視艇乗組員への指導官候補者に対する研修を実施する）にかかる業務
- ・第一期契約期間で実施された研修の定着状況を踏まえ、必要に応じてリフレッシュ研修を実施する。
- ③活動 3－3（小型船の船外機の DCG の維持管理能力を分析し、研修を実施する）にかかる業務（現地再委託可）
- ・【第一期契約期間】（2）③と同様。
- ④活動 3－4（機関にかかる適切な第三国教育機関を分析・選択し、第三国教育を実施する）にかかる業務
- ・第一期契約期間で決定された第三国教育機関への派遣期間に応じて、派遣者のモニタリングを実施する（長期派遣の場合は年 1 回程度を想定）。
- ⑤活動 3－6（活動 3－5 で育成された指導官による、他乗組員への定期点検（ドック入渠時）、日常点検の OJT 研修を実施する）にかかる業務
- ・【第一期契約期間】（2）⑥と同様。
- ⑥活動 3－7（年間維持管理計画に基づき、必要なスペアパーツを調達する）にかかる業務
- ・【第一期契約期間】（2）⑦と同様。
- ⑦活動 3－8（船艇のスペアパーツの用途の理解促進及び倉庫管理の改善にかかる研修を実施する）にかかる業務
- ・【第一期契約期間】（2）⑧と同様。

（3）プロジェクトの実施管理にかかる業務

- ①ワーク・プラン（第二期）の作成・協議
- ・本業務の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（第二期）（英文・仏文仮訳）に取りまとめ、同プランを基に、DCG と協議・意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。
- ②定期 Monitoring Sheet 提出（概ね 6 か月毎）
- ・【第一期契約期間】（3）③と同様。

③JCC 会議の開催支援

【第一期契約期間】（3）④と同様。

④PDM 及び PO の改定支援

【第一期契約期間】（3）⑤と同様。

⑤Project Completion Report の作成

- ・受注者は、DCG、海上保安庁短期派遣専門家（チーフアドバイザー）及び前述の長期専門家と協働して Project Completion Report（案）（英文及び仏文仮訳）を作成し、プロジェクトの最終 JCC 会議の 2 カ月前までに JICA ジブチ支所に提出する。
- ・受注者は、プロジェクトの最終 JCC にて内容を確認の上、必要な修正を行って Project Completion Report（英文及び仏文仮訳）を JICA 本部に提出する。

⑥業務完了報告書の作成

契約全期間の活動状況を取りまとめ、業務完了報告書として取りまとめる。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、DCG及び関係機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

また、各報告書の記載項目（案）は、発注者と受注者で協議、確認する。

	レポート名	提出時期	部数	提出先
第一期	業務計画書（第一期）	契約締結後10営業日以内	和文：2部	JICA 社会基盤・平和構築部
	ワーク・プラン（第一期）	業務開始時（2020年4月中）	英文・仏文：2部	
	Monitoring Sheet Summary, Monitoring Sheet I & II “Ver.2”	2020年6月	英文・仏文：2部	JICA ジブチ支所
	Monitoring Sheet Summary, Monitoring Sheet I & II “Ver.3”	2020年11月		
	Monitoring Sheet Summary, Monitoring Sheet I & II “Ver.4”	2021年5月		
	Monitoring Sheet Summary, Monitoring Sheet I & II “Ver.5”	2021年11月		
	業務進捗報告書（第一期）	2022年3月	和文：2部 英文・仏文：2部	JICA 社会基盤・平和構築部
	コンサルタント業務従事月報	毎月末	和文：各1部	
第二期	業務計画書（第二期）	契約締結後10営業日以内	和文：2部	JICA 社会基盤・平和構築部
	ワーク・プラン（第二期）	業務開始時（2022年4月中）	英文・仏文：2部	
	Monitoring Sheet Summary, Monitoring Sheet I & II “Ver.6”	2022年5月	英文・仏文：2部	JICA ジブチ支所
	Monitoring Sheet Summary, Monitoring Sheet I & II “Ver.7”	2022年11月		
	Monitoring Sheet Summary, Monitoring Sheet I & II “Ver.8”	2023年5月		
	Monitoring Sheet Summary, Monitoring Sheet I & II “Ver.9”	2023年11月		

Monitoring Sheet Summary, Monitoring Sheet I & II “Ver.10”	2024年5月		
Project Completion Report (案)	最終JCC会議2か月前 (2024年7月)	英文・仏文：2部	JICA 社会 基盤・平和 構築部
Project Completion Report (PCR)	2024年10月		
業務完了報告書	2024年10月	和文：5部 英文・仏文：各10部 CD-R：3枚	
コンサルタント業務従事月報	毎月末	和文：各1部	

(2) 技術協力作成資料

受注者が作成する研修教材を提出する。なお、提出に当たっては、業務進捗報告書（第一期）及び業務完了報告書に添付して提出することとする。

(3) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ 詳細活動計画
- エ 業務フローチャート

(4) 報告書作成にあたっての留意事項

- ①各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- ②必要に応じ図や表を活用すること。また、英文等の外国語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。報告書の本文中で使用するデータおよび情報については、その出典を明記すること。
- ③各報告書の DCG 側への説明・協議に関しては、事前に発注者に提出し、承諾を得ること。
- ④各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日および略語表を目次の次の頁に記載すること。
- ⑤報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠(資料編の項目)との照合が容易に行えるように工夫を施すこと。

(5) 収集資料

プロジェクト終了時に、契約期間中に収集した資料・データについては、定型の収集資料リストを作成し、業務完了報告書提出時に併せて提出すること。

8. その他

DCG 及び関係機関との会議における協議議事録 (Minutes of Meeting(M/M)) の作成

- ①JCC 会議等の協議開催に際しては、協議内容を M/M に取りまとめる。また、上記以外においても、DCG 及び関係機関と確認を要する事項、業務内容に関わる事項

については M/M により内容を取りまとめ、DCG 及び関係機関との意思疎通を図ること。

②合意した M/M は、速やかに発注者に提出すること。

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

以下の2つの期間に分けて業務を実施することを想定している。

- ・第一期：2020年4月～2022年3月
- ・第二期：2022年4月～2024年10月

本業務の工程は下表を想定する。

年度	2020		2021		2022		2023		2024	
半期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
国内作業	□		□	□		□		□		□
現地作業	■ ■ ■	■ ■	■	■ ■	■	■ ■	■	■ ■	■	■
ワークプラン	▲									
モニタリング報告	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
業務進捗／業務完了報告書				▲						▲
PCR										▲
JCC会議		▲		▲		▲		▲		▲

プロポーザル作成にあたっては、作業時期を想定し、それに応じて各担当の配置期間を提案すること。また、上記の工程は現時点での想定であり、プロポーザルによる提案や業務の進捗やカウンターパートとの調整状況により見直される。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

全体 33.7M/M

- ・第一期 約20.4M/M
- ・第二期 約13.3M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務は、以下に示す分野を担当する団員を想定している。コンサルタントは業務内容・業務工程を考慮し、より適切なコンサルタント構成がある場合には、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

また、記載の格付は目安であり、右格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括／船艇運航・維持管理計画（2号）
- ② 船艇機関維持管理（3号）
- ③ 第三国教育企画調整
- ④ 航海訓練1（3号）
- ⑤ 航海訓練2

3. 対象国の便宜供与

プロジェクトR/Dを参照のこと。

4. 配布資料／貸与資料

(1) 配布資料

- ・プロジェクトR/D（2019年8月18日付）
- ・第一回JCC会議Minutes of Meetings（2019年11月12日付）

(2) 参考資料

- ・ 対ジブチ国開発協力方針
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072402.pdf>
- ・ 無償資金協力「海上保安能力向上のための巡視艇建造計画」準備調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000017306.html>

5. 現地再委託

以下の項目については、現地再委託して実施することを認める。

- ・ 小型船舶外機の維持管理にかかる研修

6. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ジブチ支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上